

委員会の審査状況

総務委員会

本委員会は、議案4件を審査した。

その内、議案第51号「平成21年度流山市一般会計補正予算第3号」の主な意見①教職員用パソコンの配置増や工宅助成、学童保育所の新設事業の追加補正など前向きな予算となっているが、八木中学校給食の民営化は事前の説明もなく、雇用の不安定化を招くことになりかねない。また、T×沿線開発は相変わらず促進である。将来的に莫大な借金を残し、街を衰退させなかつたと誇る姿は情けないと言わざるを得ない。②今回の補正は、12億円強を追加するかなり多額の補正である。内容としては、国の補正予算を活用し、子育てや環境問題にも積極的に取り組んでいる。特に環境問題では、地球にやさしい住宅設備設置奨励事業や商店街街灯に補助金を出し、省エネ電球に替えるなどの施策を行っている。西初石小学校の校舎増築については、本来なら当初予算で計上する事案であると考え、財政調整積立基金を財源としているが、財政調整積立基金の残高に留意した財政運営を行うよう指摘する。③今回の補正は緊急経済対策として、子育て応援特別手当、妊婦検診、女性特有のがん健診推進事業などの予算が計上されている。新政権においては、予算の執

教育福祉委員会

本委員会は、議案6件および陳情2件について審査した。その内、陳情第10号「新要介護認定制度の中止・介護保険制度の改善のため

国への意見書提出を求める陳情書」の主な意見①介護現場の実態は、劣悪で全国的にも大きな問題となっている。新政権のマニフェストでは、介護労働者の賃金アップや、介護サービスの質の向上を抜本的に見直すとしており、これらの実行を現段階では見極めるべきであり、不採択すべきと考える。②本来介護とは、高齢者の「尊厳の保持」の実現を目指すべきである。介護現場の劣悪な労働条件を改善し、人材不足を解消することは、利用者の利益にも繋がると思われる。採択すべきと考える。③新要介護認定基準は、申請者の介護に要する手間に見合った介護度を判定するために必要な基準である。介護保険制度の改善は、本年4月より、介護報酬の引き上げ等が実施され、同時に、国は、介護職の処遇に反映しているかを検証するとしていることから不採択すべきと考える。④介護保険制度では、被保険者のニーズにかなかなか致せず、サービスの充実が進んでない等、現場の雇用確保にも様々な問題が生じている。今後、少子高齢化が進む中、財源

市民経済委員会

本委員会は、議案2件および陳情1件を審査した。

その内、議案第61号「平成20年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」の主な意見①国民健康保険特別会計の根幹をなす、保険料の賦課については、国民健康保険料に新たに後期高齢者支援分を追加されたが、平成19年度と料率的には同率とした。また、保険料賦課限度額については、多くの被保険者に影響を与える保険料率の据え置きをし、保険事業を初めとする医療給付を適切に行ってきた。保険料の収納についても、県内56市町村中、10位である状況は評価できる。最後に、今後も引き続き、被保険者の健康増進を図ることを要望して賛成とする。②国民健康保険は、加入者の支払い能力をはるかに上回る保険料や滞納を理由とした保険証の取り上げで、貧困にあえぐ人から医療までとりあげるなど、大きな社会問題となつた。その原因の多くは、本来、果たすべき役割を放棄し国庫負担を減少させてきた国にあることは明らかである。しかし、流山市もまた、市民の声や、願いに、国民健康保険は相互扶助の制度であるとして、深刻な実態を見て見ぬふりをしてきたのではないかと思う。国民健康保険を安心できる医療制度にするために、引

都市建設委員会

本委員会は、議案5件を審査した。

その内、議案第62号「平成21年度流山市西平井・鱈ヶ崎土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)」の主な意見①今回の補正は、事業資金となる保留地を処分する方策として、民間不動産業者の情報を活用するために必要であることから講じるものだと判断する。事業の推進には、その財源となる計画的な保留地処分が必要となるため、今後とも積極的な販売対策を講じることや販売しやすいよう保留地の集約化等を再検討するよう要望し、賛成とする。②本事業は、今後、市の人口流入において重要な役割を占めており、遅滞なく計画を進行させることが急務である。良質な住環境整備と同時に自然保護や生態系のバランスへの配慮も重視することを期待し、賛成とする。③本事業を平成28年度までに完成させると言っても、相手次第の事業に、予定以上の税金を投入し、今回の補正額466万円は小さく見えるが、保留地販売が予定通り進まないことが確実な中、このままでは、この事業が破綻しかねないと思われる。始めたらやめられないのではなく、どうしたら税金の投入を少なくすることができるとかという市民の目線に立った本事業の見直しを求め、反対とする。

用語の説明

- 質疑**…質疑は、あくまで議題になっている事件について、賛否又は修正等の態度決定が可能となるよう不明確な点について、提出者等の説明や意見を質すものです。このため、質疑に当たっては、自己の意見を述べることはできないこととなっています。なお、質疑を終える時に、議長は「質疑を終結します。」と宣告します。
- 質問**…質問は、現に議題となっている案件とは無関係に、市の事務全般について市当局の報告を求め又は所信を質すものです。
- 議案の提出**…議案を議会に提出する権利は、原則として市長又は議員若しくは委員会(常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会)にあります。しかし、予算案に関しては市長に専属されます。また、委員会の設置等は議員に専属します。議員が議案を提出する場合は、一定数の議員の賛成が必要とされています。委員会の提出する議案の提出者は、その委員会の委員長となります。
- 発議**…議会において、議員が議事の対象となるべき問題を提出することを言います。議案の場合は、一般的に提案と言います。
- 付託**…議決をすべき事件について、議会での議決に先立ち、さらに詳しく検討を加えるため、所管の常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会に審査を託すことです。

請願・陳情について

国や県、市に対して意見・要望を請願・陳情として提出できます。

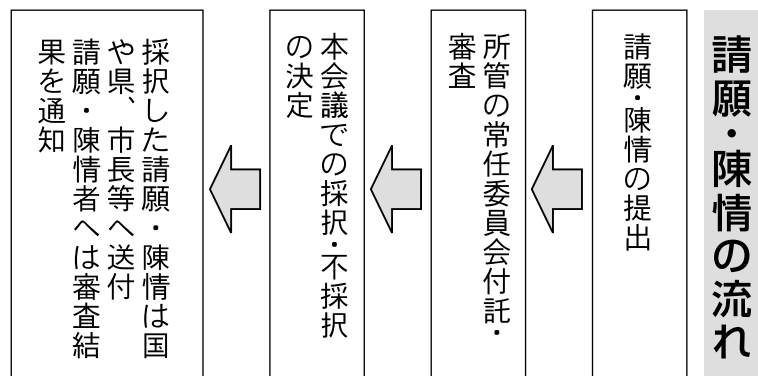
請願・陳情の提出方法

請願は、紹介議員(1名以上)が必要で、陳情は、紹介議員は必要としませんが、流山市議会では、請願と同様な形で取り扱っています。本文には、請願・陳情の趣旨、提出年月日、提出者の住所および氏名(法人の場合はその名称および代表者の氏名)を記載し、押印してください。

平成21年11月16日までに提出された請願・陳情は、第4回定例会において審査されます。それ以降に提出された場合は、議会運営委員会での取り扱いについて審査させていただきます。

なお、郵送等の陳情については、参考配付となり、審査されませんのでご注意ください。

◎提出先 議会事務局 ※詳細は、議会事務局へお問い合わせください。



議会を傍聴しませんか

議会の傍聴は、市議会の活動を知る最も身近な方法です。流山市議会では、本会議や常任委員会・特別委員会を公開し、どなたでも傍聴できるようになっています。なお、定例会は、開催される時期によって日程等が変わりますので、傍聴を希望される方は当日の会議予定を議会事務局にご確認ください。

◎問い合わせ：議会事務局 TEL04-7150-6099